小山工業高等専門学校ものづくり教育研究センター利用規程

制 定 平成15年4月1日 最終改正 平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校ものづくり教育研究センター規則(平成15年4月1日制定)第10条の規定に基づき、ものづくり教育研究センター(以下「センター」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用資格)

- 第2条 センターを利用することができる者(以下「利用者」という。)は次のとおりと する。
 - 一 本校の教職員及び名誉教授
 - 二 本校の学生
 - 三 その他ものづくり教育研究センター長(以下「センター長」という。)が小山工業 高等専門学校ものづくり教育研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)の 議を経て適当と認めた者

(利用の日時)

- 第3条 センターを利用できる日及び時間は次のとおりとする。
 - 一 利用できる日は、月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)は除く。
 - 二 利用できる時間は、8時30分から17時までとする。
- 2 前項の規定に関わらず、センター長は特に必要と認めたときは、利用日時を変更する ことができる。

(施設等の利用)

第4条 センターの施設及び設備を利用しようとするものは、あらかじめセンター長に利用申請をするものとする。

(利用手続)

- 第5条 センターの施設及び設備に関する利用申請者は、第2条第1号に定める者とする。 (経費負担等)
- 第6条 センターの設備の利用にかかる経費は、原則として利用者の負担とする。
- 第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 センターの利用にあたっては、センター長及び技術職員の指示に従うこと。
 - 二 センター内に教育・研究目的に使用する場合を除いて危険物を持ち込まないこと。
 - 三 センターの施設、設備、資料等を汚損し、又は破損しないこと。
 - 四 センター内における実験装置等の故障を発見した場合は、速やかにセンター長又は 技術職員に報告すること。
 - 五 その他、他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(利用の制限)

第8条 センター長がセンターの管理運営上必要と認める場合は、センターの利用の一部 もしくは全部を制限することができる。

(損害の弁償)

- 第9条 利用者は、故意又は重大な過失により施設、設備、又は資料を汚損し、又は損傷 したときは、遅滞なく現状に復し、もしくはその損害を弁償しなければならない。 (その他)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、委員会の議 を経て、センター長が定める。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附即

この規程は、平成24年4月1日から施行する。